第九十五条の見出しを「（関係機関等との連携）」に改め、同条中「前条に規定する」を「前条各号に掲げる」に改め、「当たつては、」の下に「地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関及び」を加え、同条の次に次の四条を加える。

（情報の提供の求め）

第九十五条の二　都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第九十四条第七号に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

（介護福祉士等の届出等）

第九十五条の三　社会福祉事業等従事者（介護福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者に限る。次項において同じ。）は、離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

2　社会福祉事業等従事者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3　社会福祉事業等を経営する者その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第九十五条の四　都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、第九十四条各号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（業務の委託）

第九十五条の五　都道府県センターは、第九十四条各号（第六号を除く。）に掲げる業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

2　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第九十七条中「第九十四条に規定する」を「第九十四条各号に掲げる」に改める。

第九十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第九十三条第一項の規定による」及び「（以下この条において「指定」という。）」を削り、同項第一号中「第九十四条に規定する」を「第九十四条各号に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第九十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消さなければならない。

一　第九十四条第六号に掲げる業務に係る無料の職業紹介事業につき、職業安定法第三十三条第一項の許可を取り消されたとき。

二　職業安定法第三十三条第三項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間について、同条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項の規定による更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後、同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新を受けていないとき。

第百一条中「第九十三条第二項から第四項まで」を「第九十三条第三項から第五項まで、第九十五条の四」に、「、第九十三条第二項」を「、第九十三条第三項」に、「前項」を「第一項」に、「第九十七条」を「第九十五条の四中「第九十四条各号」とあるのは「第百条各号」と、第九十七条」に改める。

第百六条中「第九十三条第二項から第四項まで」を「第九十三条第三項から第五項まで、第九十五条の四」に、「、第九十三条第二項」を「、第九十三条第三項」に、「前項」を「第一項」に、「第九十六条第一項」を「第九十五条の四中「第九十四条各号」とあるのは「第百三条各号」と、第九十六条第一項」に改める。

第百十五条第二項中「第三十六条第四項各号」を「第四十条第一項各号」に改める。

第十二章中第百三十一条の前に次の五条を加える。

第百三十一条の二　次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　評議員、理事又は監事

二　民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事又は監事の職務を代行する者

三　第四十二条第二項又は第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者

2　次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一　清算人

二　民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

三　第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時清算人又は清算法人の監事の職務を行うべき者

四　第四十六条の十一第七項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者

五　第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百七十五条第二項の規定により選任された一時清算法人の評議員の職務を行うべき者

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

第百三十一条の三　次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二　会計監査人又は第四十五条の六第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2　前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3　第一項の場合において、犯人の収受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百三十一条の四　第百三十条の二及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2　前条第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第百三十一条の五　第百三十条の三第一項第二号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者に対して適用する。

第百三十条の六　第九十五条の四（第百一条及び第百六条において準用する場合を含む。）又は第九十五条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三十三条を次のように改める。

第百三十三条　評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第百三十条の二第一項第三号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同項第四号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第五号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者又は第百三十条の三第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。